

追加仕様運用説明書

HEAT20 住宅システム認定委員会事務局

申請書「付属資料(1)評価計算で用いた部位の仕様」に記載した仕様(以下、申請時評価仕様という。)と同等以上の性能を有し、「1.追加仕様の要件」に適合する仕様は追加仕様と称し、申請時評価仕様と同等とみなすことができる。

追加仕様は、認証の新規申請時に申請することを原則とするが、認証後においても申請することができる。また、申請は必須としないが、この場合は年度毎に「追加仕様採用の届出」を提出しなければならない。

申請により認証委員会の承認を得た仕様は、年度毎の「追加仕様採用の届出」提出が免除され、また認証後に発行される認証書の付属資料に記載されるため、公式な手続きに基づく仕様として位置づけられる。

1. 追加仕様の要件

1) 部位(開口部以外)においては、(1)～(3)に示す要件に適合すること。

(1) 申請時評価仕様と同じ断面構成であること。ただし、以下(2)、(3)の要件を満たす場合は、材料を変更することができる。

(2) 熱貫流率が申請時評価仕様の値以下であること。

申請時評価仕様におけるある層の材料と同じ種類の材料(以下、同種の材料という。)が(2)-1～(2)-3のいずれかに適合する場合は、(2)を満たしているとみなせる。

(2)-1 同種の材料の厚さが厚いこと、かつ、熱伝導率の値は大きくならないこと。

(2)-2 同種の材料の熱伝導率の値が小さいこと、かつ、材料厚は薄くならないこと。

(2)-3 同種の材料の熱抵抗の値が大きいこと。

(3) 防露仕様がイ、ロ、のいずれかに適合すること。

イ. 防湿層、防風層(断熱材と通気層の境界にある材料すべて)、及び断熱層(断熱材)の透湿性能(透湿抵抗)が申請時評価仕様と変わらないこと、又は結露防止において有利な性能であること。

ロ. 品確法・性能表示制度の評価方法基準「5-1 断熱等性能等級」の等級 5～7における防露に関する仕様基準に適合すること、又は同等評価(結露計算)により仕様基準と同等の措置が講じられていることを確認すること。ただし、申請を行わず、届出のみで追加仕様を採用する場合は、申請時評価仕様が同等評価による仕様であっても仕様基準に適合することを必須とする。

2) 開口部(窓)においては、(1)及び(2)に示す要件に適合すること。

(1) 熱貫流率が申請時評価仕様の値以下であること。

(2) 日射熱取得率が申請時評価仕様の値以上であること。

なお、開閉方式、サッシ枠の種類、ガラスの種類は申請時評価仕様と同種であることは問わない。

3) 開口部(ドア)においては、(1)に示す要件に適合すること。

(1) 熱貫流率が申請時評価仕様の値以下であること。

2. 追加仕様の運用

1) 追加仕様の申請

認証の新規申請時には、申請書「付属資料(2)部位の追加仕様と熱性能」に記入することにより追加仕様の申請を行う。追加仕様は各部位 3 仕様までとし、4 仕様以上の場合は、別途定める書式「住宅システム認定_追加仕様申請書」に記入のうえ申請する。

認証後に追加仕様申請を行う場合は、別途定める書式「住宅システム認定_追加仕様申請書」に記入のうえ申請する。

認証の新規申請時、認証後の申請のいずれの場合も「1. 追加仕様の要件」に適合することの根拠資料(自己適合宣言書、結露計算書、など)を必要に応じて申請書に添付して提出すること。

認証後の申請については、新たな追加仕様を記載した付属資料を添付し、既認証番号に枝番をつけて再発行する。

認証の新規申請時、認証後の申請、いずれも追加仕様の数により手数料を申請時に納めること。

2) 追加仕様の届出(未申請未承認の追加仕様を採用した場合)

未申請未承認の追加仕様を HEAT20 住宅システム認証住宅の建設・供給に際して採用した場合は、随時又は年度毎に別途定める書式「追加仕様採用の届出」に記載のうえ認証委員会宛てに提出する。加えて、「1. 追加仕様の要件」に適合することの根拠資料(自己適合宣言書など)を必要に応じて届出に添付して提出すること。

3. 追加仕様申請手数料

※金額:税込み

		会員	非会員
認証の新規申請時に追加仕様を申請する場合	追加仕様が各部位で3仕様以内である場合	0	0
	追加仕様が各部位で4仕様以上である場合	1,100 円/件 ×超過件数	2,200 円/件 ×超過件数
認証後に追加仕様を申請する場合	追加仕様数 20 件以内の場合 (1 件～20 件は同額)	22,000 円	44,000 円
	追加仕様数 21 件以上の場合	22,000 円＋ 1,100 円/件 ×超過件数	44,000 円＋ 2,200 円/件 ×超過件数